

平成15年度 公共事業再評価調書（担い手育成基盤整備事業）

（事業着手後 5年以上経過し継続中の事業、再評価後5年経過、社会情勢の急激な変化）

評価確定日	平成15年 月 日
所管部課名	農林水産部 農地整備課

地区名	事業の概要	1 必要性の観点			2 事業進捗の見込みの観点																														
		事業の進捗状況	事業を巡る社会経済情勢等の変化	事業の投資効果																															
【地区名】 とみね根 富根	<p>【事業の目的】 土地利用型農業の確立を図るために、担い手農家等による大規模な農業経営が行われる見込みのある地域で大区画の高生産性ほ場整備を実施し、生産性の向上と生産コストの低減を図るとともに、連担的農地の集積を促進し、望ましい担い手の育成・確保を図る。</p> <p>【総合計画上の位置付け】 「あきた21総合計画」では、国際化の急激な進展に対応しうる生産性の高い農業とこれを支える活力ある農村を確立するため生産基盤であるほ場の整備をH12～22の11年間に14,500ha、整備率76%を目指して整備する。 特に、計画前期のH12～14の3年間に5,416haを整備し、2期計画としてH15～H17の3年間に3,114haを整備する。</p>	<p>【事業の経緯】 H10 事業採択 H11 工事着手 (H17 面工事完了予定) (H19 換地処分、完了予定)</p> <p>【進捗状況】</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>全 体</th> <th>H15まで</th> <th>進捗率</th> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>434.7ha</td> <td>243.6 ha</td> <td>56.0%</td> </tr> <tr> <td>事 業 費</td> <td>9,066</td> <td>4,957</td> <td>54.7%</td> </tr> </table> <p>【長期継続の理由】 予算の制約に加え、地区が大規模なことから期間を要している。</p>	区分	全 体	H15まで	進捗率	区画整理	434.7ha	243.6 ha	56.0%	事 業 費	9,066	4,957	54.7%	<p>【社会経済情勢の変化】 農産物の自由化や、米価の下落により農家の経営は厳しさを増しているなかにあって、新たな米政策に盛り込まれている水田農業経営の安定と発展を図るために、本事業による営農基盤の整備、農地の利用集積は重要なものと位置付けられている。 ①汎用化水田による田畑輪換（畑作物導入）農地を中心とした水田営農の確立。 ②労働時間の短縮、営農経費の節減による生産性の高い営農の促進。 ③担い手等への農地の利用集積を促進し安定した農業経営を図る。</p> <p>【地元の意向】 平成10年11月に山本管内3農協による合併がなされ、「JAあきた白神」が発足し、水稻のほか畑作物などの生産性向上と農業経営指導が強化された。 ニッ井町では、転作面積の拡大に伴い機械作業が容易な畑作物として、「枝豆」を選定し、大区画ほ場を活用する取り組みが行われており、生産コストの低減や複合経営の確立を図るため、事業の早期完成を強く望んでいる。</p> <p>【環境対策】 「農業農村整備環境対策指針」に基づき保全すべき環境を確認のうえ事業推進している。</p>	<p>【整備効果】 ほ場整備事業を契機として地区内に、担い手農家22戸及び生産組織を育成し、農業機械の適正化による低コスト化が促進すると期待されている。 また、大区画ほ場でのラジコンヘリによる航空防除や直播き栽培などの新技術に取り組んでいる。</p> <p>担い手経営面積 担い手農家 22戸 生産組織 1組織</p> <table border="1"> <tr> <th>地区面積</th> <th>担い手経営</th> <th>シェア</th> </tr> <tr> <td>434.7ha</td> <td>258.2ha</td> <td>59.4%</td> </tr> </table> <p>【費用の変化】 労務費、資材費の低下に伴う減。 事業計画時事業費より7.8%の減</p> <p>【効果の変化】 事業効果については特に変更なし。</p> <p>【費用対効果】</p> <table border="1"> <tr> <td>計画時</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>再評価時</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>採択基準</td> <td>1.00</td> </tr> </table>	地区面積	担い手経営	シェア	434.7ha	258.2ha	59.4%	計画時	1.05	再評価時	1.05	採択基準	1.00	<p>【事業進捗の見込み】 H18年度までに主要工事を終え、H19に補完工事や換地処分を実施し完了する予定である。</p> <p>【コスト縮減や代替案立案等の可能性の観点】</p> <p>【コスト縮減の可能性】 現況水路に設置されているコンクリートフリュームを宅地境や地区境の水路に再利用するなどコスト縮減に努めながら事業の進捗を図っている。</p> <p>【代替案立案の可能性】 なし。</p>						
区分	全 体	H15まで	進捗率																																
区画整理	434.7ha	243.6 ha	56.0%																																
事 業 費	9,066	4,957	54.7%																																
地区面積	担い手経営	シェア																																	
434.7ha	258.2ha	59.4%																																	
計画時	1.05																																		
再評価時	1.05																																		
採択基準	1.00																																		
【事業内容】																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>諸 元</th> <th>計画時</th> <th>再評価時</th> <th>増 減</th> <th>理 由 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>436.6 ha</td> <td>434.7 ha</td> <td>△1.9ha</td> <td>地区境界（宅地等）の調整に伴う減。</td> </tr> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>9,835</td> <td>9,066</td> <td>△769</td> <td>労務費、資材費の低下に伴う減。</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>H10～H14</td> <td>H10～H19</td> <td>5 年</td> <td>予算上の制約、大規模地区による。</td> </tr> <tr> <td>受 益 面 積</td> <td>436.6 ha</td> <td>434.7 ha</td> <td>△1.9ha</td> <td>地区境界の調整に伴う減。</td> </tr> </tbody> </table>						諸 元	計画時	再評価時	増 減	理 由 等	事業量					区画整理	436.6 ha	434.7 ha	△1.9ha	地区境界（宅地等）の調整に伴う減。	事業費(百万円)	9,835	9,066	△769	労務費、資材費の低下に伴う減。	工 期	H10～H14	H10～H19	5 年	予算上の制約、大規模地区による。	受 益 面 積	436.6 ha	434.7 ha	△1.9ha	地区境界の調整に伴う減。
諸 元	計画時	再評価時	増 減	理 由 等																															
事業量																																			
区画整理	436.6 ha	434.7 ha	△1.9ha	地区境界（宅地等）の調整に伴う減。																															
事業費(百万円)	9,835	9,066	△769	労務費、資材費の低下に伴う減。																															
工 期	H10～H14	H10～H19	5 年	予算上の制約、大規模地区による。																															
受 益 面 積	436.6 ha	434.7 ha	△1.9ha	地区境界の調整に伴う減。																															
再評価の結果		対応方針（案）及びその理由			公共事業評価専門委員会の意見																														
<p>○ 継 続</p> <p>● 中 止</p>		<p>【対応方針（案）】 平成19年度に換地処分を実施し、完了を図る。</p> <p>【理 由】 平成14年度までに完了した面工事区域については、既に作付けが行われている。 また、H17年度までには面工事を終え、その後、地元要望に応えるため、補完工事を実施することとしており、事業を進捗するうえで支障もなく、平成19年度に換地処分を実施し完了することが可能である。</p>																																	